

事 務 連 絡  
平成19年1月26日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

ヘリコクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0126002号

平成19年1月26日

地方社会保険事務局長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県老人医療主管部(局)  
老人医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いの一部改正について

ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱いは、「ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い（平成12年10月31日保医発第180号）」により取り扱うこととしてきたところであるが、平成19年1月26日付で薬事・食品衛生審議会において、ラベプラゾールナトリウム製剤についても、胃潰瘍及び十二指腸潰瘍におけるピロリ菌の除菌治療に関して、薬事法上、追加効能として承認されたところである。

ついては、平成19年1月26日から、ラベプラゾールナトリウム製剤について当該通知が適用されることとなるので、関係者に対し周知徹底を図られたい。

併せて、当該通知を下記のとおり改正し、今後は、薬事法上承認を受けている個別銘柄とその組合せについて保険給付の対象となり、それ以外の薬剤や組合せの使用は保険給付の対象とならない取扱いとするので、周知徹底につき遺憾なきを期されたい。

記

「ヘリコバクターピロリ感染の診断及び治療に関する取扱い(平成12年10月31日保医発第180号)」の記の2中「(別紙参照)」及び別紙を削る。